

業務中や通勤中にケガをされた方へ

当院は【**労災指定医療機関**】です。

業務中や通勤中にケガをされた方は**労災保険**の適応となります。

《業務中のケガとは？》

労働者が働いている際に、その業務が起因となり発生したケガの事で、正社員だけではなくパート・アルバイトの方も対象です。

《通勤中のケガとは？》

労働者が通勤している経路内で発生したケガの事です。



労災保険治療の流れ

～患者様にご用意いただくもの～

- ◆本人確認のため、**健康保険証**をご持参ください
- ◆**〔療養補償給付たる療養の給付請求書〕**（お勤め先で発行）
- ◆**〔労災用紙〕** ※公務員の方は**〔診断依頼書〕**（お勤め先で発行）

労災用紙はお勤め先にて記入済・署名済のものをお持ちください。

※緊急でのご来院で用紙等をご準備いただけない場合は、**一時的に治療費を自己負担していただき、書類がそろい次第返金させていただきます。**

(1) 当院の受付にて労働災害でケガをした旨をお伝えください。

労災なのに健康保険で治療してしまうと、後日変更の手続きが必要になります。場合によっては**患者様ご自身で変更手続きをしていただく事がございますのでご注意ください。**

(2) 必要に応じてレントゲン等の検査を実施し、患者様一人ひとりに合わせた治療を行います。

<例>投薬・外用処方・創傷処置・ギプス固定・包帯固定・テーピング・リハビリ・物理療法・装具療法・コルセット処方 等

(3) お会計

労災用紙をご用意いただいた場合は、**患者様の窓口負担金はありません。**
労災用紙の準備が済んでいない場合は、**一時的に全額自己負担**していただき、**労災用紙がそろい次第全額ご返金**させていただきます。